

認定事業者 NEWS

ニュース

◀ 令和7年度定期点検技術者講習の日程が決定しました ▶

地下タンク等・移動貯蔵タンク オンライン講習日程

	受講期間	申込期間	受講定員(名)
第1期	9月1日(月)～9月30日(火)	7月1日(火)～7月31日(木)	各期とも
第2期	10月1日(水)～10月31日(金)	8月1日(金)～8月31日(日)	地下初回: 85
第3期	11月1日(土)～11月30日(日)	9月1日(月)～9月30日(火)	地下定期: 280
第4期	2月1日(日)～2月28日(土)	12月1日(月)～12月26日(金)	移動初回: 50
			移動定期: 100

すべての講習(地下タンク等初回・定期、移動貯蔵タンク初回・定期)を対象としたオンデマンド方式の講習で、講習動画は受講期間内であれば24時間いつでも視聴可能です。

例年第1期、第2期の申し込みは、申込開始数日で定員に達しています。受講を希望される方は、早めの申し込みをお願いします。

—認定事業者ニュース—

令和7年度定期点検技術者講習の日程が決定しました	1
令和6年中の省令改正	3
定期点検の現場から!	4
認定事業者指導員による実態調査結果(令和6年度)	4
大事なお知らせ!	6

No. 48

////////////////////////////////////

発行所

令和7年4月1日発行
 発行所 一般財団法人全国危険物安全協会
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16
 日本消防会館8F
 TEL 03(5962)8921
 03(5962)8923(業務課直通)
 FAX 03(5962)8929
 H P <https://www.zenkikyo.or.jp>

地下タンク等 対面講習日程

初回講習

実施日時	講習会場・受講定員	申請期間
11月20日(木)～ 11月21日(金) 各日 9:00～17:00	日本消防会館 東京都港区虎ノ門 2-9-16 (8階) 受講定員:15名程度	10月20日(月) ～10月31日(金)

定期講習

実施日時	講習会場・受講定員	申請期間
11月19日(水) 13:00～16:00	日本消防会館 東京都港区虎ノ門 2-9-16 (8階) 受講定員:各講習15名程度	10月20日(月) ～10月31日(金)
2月5日(木) 13:00～16:00		1月5日(月) ～1月16日(金)

移動貯蔵タンク 対面講習日程

初回講習

実施日時	講習会場	申請期間
11月27日(木)～ 11月28日(金) 各日 9:00～17:00	日本消防会館 東京都港区虎ノ門 2-9-16 (8階) 受講定員:15名程度	10月20日(月) ～10月31日(金)

定期講習

実施日時	講習会場	申請期間
11月26日(水) 13:00～16:00	日本消防会館 東京都港区虎ノ門 2-9-16 (8階) 受講定員:各講習15名程度	10月20日(月) ～10月31日(金)
2月6日(金) 13:00～16:00		1月5日(月) ～1月16日(金)

対面講習はオンライン講習を受講できない方向けの講習で、講習会場に集合してオンライン講習と同じ講習動画を視聴する形式のものです。各回の定員が少ないため早めに申し込みを申請してください。

講習に関する最新情報は地下タンク等・移動貯蔵タンク定期点検技術者講習サイト (<https://www.zenkikyo.jp>)をご覧ください。



◀ 令和6年中の省令改正 ▶

令和6年に施行された危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等について紹介します。

1 施行日

令和6年7月31日

2 改正内容

本省令改正では、危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準、当該指定講習機関の運営等に関する事項のほか、製造所等の定期点検周期の合理化について改正されました。

製造所等の定期点検周期の合理化については、これまで製造所等の定期点検は、原則1年に1回以上、移動貯蔵タンクの漏れの点検は原則5年に1回以上実施することとされていますが、**常時監視するための装置の設置その他必要な措置が講じられ、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合、当該点検周期を市町村長等が別に定めることができることとされました。**

常時監視するための装置の具体例としては、監視カメラや各種計測システムなどが挙げられます。

◀ 定期点検の現場から！ ▶

認定事業者より寄せられた、令和6年度中に発生した点検中の事故を紹介します。これらの事例を参考にして、事故のない適正な点検の推進をお願いします。

1 地下貯蔵タンク点検中に発生した液面計破損事故

(1) 概要

地下貯蔵タンクのマンホール蓋を開口するため、2台の油圧ジャッキを左右に配置し2名で開口作業を開始し、マンホール蓋が開口した後に蓋を移動させる際、足が接触したことにより油圧ジャッキをプロテクター内へ落下させ、液面計を破損した。このため液面計が正常に作動しなくなった。

(2) 事故防止のポイント

マンホール蓋を油圧ジャッキで開口する場合は、必ず油圧ジャッキや周囲の工具類を導線から取り除いた後、マンホール蓋を2名以上で移動する。

また従事者の転落防止のため、移動方向は横方向とする。等

2 地下貯蔵タンク点検中に発生した転落事故

(1) 概要

小学校内の地下貯蔵タンクの液相部検査のため、マンホール前に各種機器を設置して検査を実施。検査が終了し検査機器を片付けるためマンホール前から離れた僅かの時間に、付近を通行してきた児童がマンホールに気付かず落下し脚部に軽傷を負った。

現場は校内の行き止まりの場所にあったため、検査員には子供たちが興味を抱いて見に来ることはないという思い込みがあり、セーフティコーン等の設置を怠ったもの。

(2) 事故防止のポイント

セーフティコーン、バリケード等の設置

マンホール周りには常時人を配置し監視を徹底する。等

◀ 認定事業者指導員による実態調査の結果について(令和6年度) ▶

令和6年度の認定事業者指導員による実態調査の結果についてお知らせします。

地下タンク等、移動貯蔵タンクともに「教育訓練を実施している」が地下タンク等110件、移動貯蔵タンク76件と、多くの認定事業者が教育訓練を実施していることがわかります。しかしながら、「教育訓練実施記録が保存されていない」の指摘が地下タンク等65件、移動貯蔵タンク50件と多くなっています。定期点検業務実施規程に基づき教育訓練をしたときは、その記録を保存してください。

地下タンク等については、事前調査に係る事項が多く指摘されています。すべての事前調査項目を漏らさず実施し、適切に点検を実施したことが確認できる報告書を作成することが点検事業者としての責務です。特に「報告様式に地下タンク及び配管の調査項目の記録なし」の指摘が 30 件となっており、適正に点検が行われたか否か信頼性が疑われます。責任問題にまで発展するおそれがあるので注意しましょう。

地下タンク等、移動貯蔵タンクともに、「教育訓練を実施していない」のほか「測定器の校正未実施」も指摘されています。適正な圧力設定値で点検を実施するためには、測定器の校正が不可欠です。

今後とも点検の告示基準、業務実施規程等を遵守し、適正な漏れの点検を実施してください。

認定事業者指導員による実態調査結果(地下タンク等及び移動貯蔵タンク)

	指 導 事 項	件 数	
		地タンク	移タンク
総 括	事務所の所在、連絡先等が変わっているが、変更の届出をしていない	1	0
	責任者が変更となっているが、変更の届け出をしていない	4	2
	圧力点検済証の在庫管理が不適切である	4	1
	年間業務実績報告を提出していない	2	1
	教育訓練を実施している	110	76
	朝のミーティング(集合教養)の場で実施している	61	42
	現場での打ち合わせ(OJT)の場で実施している	35	31
	その他の場で実施している	23	23
	教育訓練を実施していない	14	12
	教育訓練実施記録が保存されていない	65	50
	定期的に測定機器の校正をしていない	8	10
技術者	技術者一覧表に(事業所ごと)に2名以上の記載がない	6	6
	技術者一覧表には記載はあるが、転勤等により2名以上の技術者がいない	3	5
	定期講習を受講していない	0	1
事前調査	報告様式に地下タンクの容量、品目(油種)の調査項目を記録していない	2	
	報告様式に地下タンク及び配管の調査項目を記録していない	30	
	報告様式に地下水位の有無及び高さの調査項目を記録していない	1	
	報告様式に気相部、液面、タンク内部水位の高さ・残油量の調査項目を記録していない。	2	
試験共通項目	漏れの点検を実施した者全員を記録していない	4	2
	最新の様式で点検結果を記録していない	14	
予備試験	加圧方法等、予備試験の内容が不適切である		2
移動貯蔵タンク(ガス加圧)	加圧を行うとき、急激にガスを加えている		1

◀ 大事なお知らせ！ ▶

● その1

圧力点検済証取扱い再開のお知らせ((公財)大阪府危険物安全協会)

公益財団法人大阪府危険物安全協会では、令和5年4月1日から圧力点検済証(地下タンク等用、移動貯蔵タンク用)の取扱いを中止していましたが、令和7年4月1日より再開いたしました。

● その2

資格者は2人以上いますか？

最近、認定事業者の再認定申請に際して、点検技術者講習修了者が不足している例が散見されます。「資格者が定年退職した」、「資格者が病気・療養のため退職した」、「資格者が転勤した」などの理由です。

新たに資格を得るための初回講習は、オンライン、対面ともに9月から11月の時期に実施されるため、すぐに資格者は増やせません。余裕をもって多くの方に講習を受けさせてください。

● その3

年間実績報告の提出をお忘れなく！

定期点検認定事業者は、当協会の地下タンク等及び移動貯蔵タンク定期点検実施制度に関する規則第28条に基づき、1年間の定期点検の実績を当協会に報告することとなっております。

当協会のホームページより該当の様式をダウンロードしていただき、下記アドレスまでご報告をお願いします。

報告先メールアドレス

nintei-j@zenkikyo.or.jp

※報告様式はエクセル形式です。PDF形式などに変換は不要です。

よろしくお願ひします！

